

人事記録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月6日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第2-108号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（規則第2-5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を加える。

改 正 後	改 正 前
別表 人事異動用語表 (1)～(59) (略) <u>(60) 勤務延長</u> <u>職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合をいう。</u>	別表 人事異動用語表 (1)～(59) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。